

市立高等学校学び直し支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、埼玉県内の市立高等学校に在学する生徒に対する学び直しへの支援に要する経費に対し、予算の範囲内において高等学校学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給することについて、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年4月1日文科科学省初等中等教育局長)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等

(2) 高等学校等就学支援金

法第3条第1項に規定する就学支援金

(補助の対象)

第3条 埼玉県内の市立高等学校に在学する生徒に対する学び直しを支援するために、次の各号の全てに該当する者に対して、在学する市立高等学校の授業料に充てることを条件に学び直し支援金を支給する。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に市立高等学校に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しない者)

2 前項第 3 号の規定は、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成 2 2 年文部科学省令第 1 3 号。以下「省令」という。)第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が、7 4 を超える者については適用しない。

(受給資格の認定)

第 4 条 学び直し支援金の交付を受けようとするときは、保護者等の課税証明書等を添付して、受給資格認定申請書(届出書)(様式 1)(以下、「申請書」という。)を知事に対し提出し、学び直し支援金受給資格の認定を受けなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を高等学校等就学支援金に係る申請等により提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

2 知事は、学び直し支援金受給資格の認定をしたときは、認定の通知を、市を通じて認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に通知する。

(学び直し支援金の額)

第 5 条 学び直し支援金の額は、受給権者がその初日において当該認定に係る高等学校(以下「支給対象高等学校」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、受給権者について法第 3 条第 2 項第 2 号の規定の適用がないとしたならば、法第 5 条第 1 項及び第 2 項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成 2 2 年政令第 1 1 2 号)第 3 条並びに省令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により算定される額に相当する額とする。

(学び直し支援金の支給)

第 6 条 学び直し支援金の支給は、知事が認めた支給期間の開始月から始め、当該学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 学び直し支援金の支給を受けようとする者がやむを得ない理由により第 4 条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後 1 5 日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(学び直し支援金の支給の停止等)

第 7 条 学び直し支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権者が、知事に支給停止申出書(様式 2)により申出をしたときは、その申出をした日の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなつた旨の申出をした日の属する月までの間、支給を停止する。

(支払いの一時差止め)

第 8 条 受給権者が、正当な理由がなく第 9 条の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支払いを一時差し止めることができる。

2 知事は前項の規定による一時差止めをしたときは、市を通じて受給権者に一時差止めの通知を行う。

(届出)

第 9 条 受給権者は、保護者等の課税証明書等を添付して、申請書を知事に対し、法第 17 条に規定する就学支援金に係る保護者等の収入の状況に関する事項の提出期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、申請書を、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

3 知事は、受給権者から申請書が提出され、所得制限基準等を満たす場合、市を通じて継続支給決定の通知を行う。

(交付申請及び申請書の提出期日等)

第 10 条 市は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、学び直し支援金交付申請書 (様式 3) に学び直し支援金交付申請額内訳 (様式 3 (別添 1)) を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 11 条 知事は、学び直し支援金の交付を決定したときは、学び直し支援金交付決定通知書 (様式 4) により、市に通知するものとする。

2 市は、知事から受領した学び直し支援金交付決定通知書に基づき、支給決定通知書を作成し、受給権者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払いをすることができる。

2 市は、補助金の支払を受けようとするときは、学び直し支援金支払請求書 (様式 9) を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第 13 条 市は、第 11 条第 1 項の交付決定の内容を変更しようとするときは、学び直し支援金変更交付申請書 (様式 5) に学び直し支援金変更交付申請額内訳 (様式 5 (別添 1)) を添えて知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の交付申請書の提出があった場合は、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付金の変更を承認するときは、学び直し支援金変更交付決定通知書（様式6）により、市に通知するものとする。
- 3 市は、知事から受領した学び直し支援金変更交付決定通知書に基づき、変更支給決定通知書を作成し、受給権者に通知するものとする。

（状況報告）

第14条 市は、知事の要求があった時は、学び直し支援金の支給に関する状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 市は、市立高等学校に在学する生徒に対する学び直しへの支援が完了したときは、学び直し支援金に係る実績報告書(様式7)に学び直し支援金実績報告額内訳(様式7(別添1))を、事業完了の日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し支援金の支給の実施結果が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、学び直し支援金確定通知書（様式8）により、市に通知するものとする。

- 2 知事は、市に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、市に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命じるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の整備等）

第17条 市は、市立高等学校に在学する生徒に対する学び直しへの支援に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付決定事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。